



# 「検察官適格審査会」

**検察官適格審査会って、  
どのようなことをしているの？**

検察官は、犯罪の捜査をし、起訴・不起訴を決定し、公判に立ち会って裁判所に法の正当な適用を求めるなどの役割を担っています。

検察官適格審査会は、そのような重要な役割を担っている検察官が、検察官としての職務を遂行するのに適しない(不適格である)かどうかを審査する機関です。

検察官には、懲戒処分による場合などのほか、その意思に反して罷免されないという裁判官に準じた強い身分保障が認められていますが、心身の故障や職務上の非能率のため、検察官としての職務を遂行するのに適しない(不適格である)ときには、検察官適格審査会による審査を経て、罷免される場合があります(検察官適格審査会による審査の流れ(図参照))。

なお、よく似た名前の機関に検察審査会がありますが、こちらは、一般の国民の方に参加していただき、検察官の不起訴処

分が適切であるかどうかを審査する機関であり、各地方裁判所に置かれています。

**検察官適格審査会は、  
どのようなときに  
開かれるの？**

検察官適格審査会は、

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 審査会の職権で各検察官について随時審査を行う場合

に開かれます(検察庁法第23条第2項)。  
毎年1回は会議を開催することとしています。

**どのような人が検察官適格  
審査会の委員をしているの？**

検察官適格審査会は、国会議員(衆議院議員4人、参議院議員2人)、最高裁判所判事、日本弁護士連合会会長、日本学士院会員及び司法制度に関する学識

経験を有する者2人の計11人で構成されています。  
**国民から検察官適格審査会に  
申し出ることはできるの？**

できません。一般の方から特定の検察官について職務を遂行するのに適しないとして罷免の申出がなされた場合、まず、審査会で随時審査を開始すべきかどうか審議し、その結果、審査すべきとされたときは、審査会の職権による随時審査が開かれることとなります。

なお、必要に応じて、申出をされた方に、申出内容について詳しくお聞きしたり、資料の提出をお願いすることがあります。  
審議又は随時審査の結果については、申出をされた方に対して通知されることとなります。

**検察官適格審査会に申し出る  
にはどうすればいいの？**

申出の方法については特に決まっていますが、電話では申出の内容が正確に伝わらないことがありますので、基本的には、次の事項を記載した書面

又はEメールにより、審査会に申し出てください。書式は特に決まっていますが、

- 1 申出をされる方の住所氏名
- 2 適格でないと考えられる検察官の所属、氏名
- 3 検察官として適格でないと思われる具体的な事由

**【郵送先】**

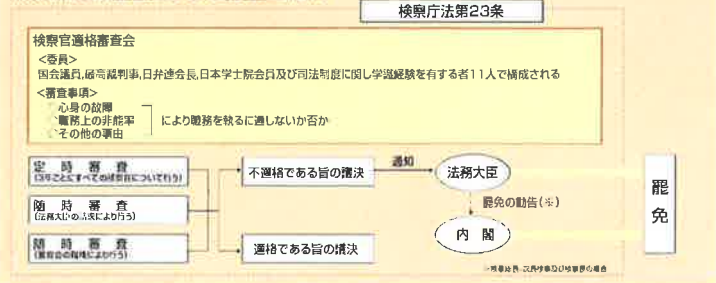
東京都千代田区霞が関  
法務省大臣官房人事課  
検察官適格審査会庶務  
担当 宛

**【メールアドレス】**

kenrek@mj.go.jp

なお、個々の検察官の不起訴処分が妥当ではないという申出については、前に述べたとおり、各地方裁判所等に置かれている検察審査会で審査する事柄ですので、検察官適格審査会で審査することはできません。

**検察官適格審査会による審査の流れ**



**検察官適格審査会の活動は  
どうすればわかるの？**

検察官適格審査会の開催結果については、法務省ホームページの審議会情報に掲載していますので、こちらで確認できます。

【法務省ホームページ】  
<http://www.mj.go.jp>

